囝

金曜日

平成21年8月21日 第3006号

次 目

示 (第1321号 - 第1330号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
正誤		
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (平成	21年福岡県	
公安委員会規則第16号)中正誤		4

示

福岡県告示第1321号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 渡

1 保安林予定森林の所在場所

前原市大字白糸字地獄483の1、483の4、483の2(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
  - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1322号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所 前原市大字王丸字大場山215、216、字小林461、464
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1323号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

前原市大字飯原字次久2328、大字長野字角石原290の13、290の69

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1324号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告 示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

豊前市大字鳥井畑247の33、247の34

2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - アー主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1325号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成18年2月福 岡県告示第239号福岡都市計画道路8・7・22号東大利歩行者専用道路及び福岡都市計 画駐車場22号下大利駅東自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成18年2月3日から平成27年3月31日まで

- 2 事業地
- (1) 収用の部分

平成18年2月福岡県告示第239号の事業地中、大野城市東大利二丁目及び下大利

団地内において変更する。

(2) 使用の部分

平成18年2月福岡県告示第239号の事業地中、大野城市東大利二丁目及び下大利 団地内において変更する。

福岡県告示第1326号

次の開発行為に関する丁事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字新津字石走り1504番39、1504番52、1504番74及び1504番75並びに 大字尾倉字小源寺3995番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字新津1441番地42

北原 建樹

福岡県告示第1327号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字村中1710番2、1710番3及び1710番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市書柳1711番地1

舩越 定

福岡県告示第1328号

福岡県告示第1330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供 する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条 第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成21年7月24日付け で適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
筑後市	農業用用排水施 設整備事業 (西 牟田地区)	土地改良事業計画 書の写し	平成21年 8 月21日から 平成21年 9 月18日まで	筑後市役所

福岡県告示第1329号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月21日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市中原字花畑64 - 1及び64 - 3から64 - 10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市龍ヶ原209番地の1

黒木倉庫株式会社 代表取締役 黒木 建一

土木事務所名	道路種	の類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	_	一 般 国 道	322 号	前	田川市大字伊加利2033番 2 先から 同市大字伊加利2031番 1 先 まで	21.5 ~ 45.8	71.0
			国		後	同上	21.0 ~ 44.0

田	Ш	県	道	英彦山 香 春	前	田川郡添田町大字津野1735 番7先から 同郡同町大字津野2202番1 先まで	4.8 ~ 9.8	84.4
					後	同上	9.7 ~ 11.0	84.4

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上 番号	ページ	上	 	行	備考	正	誤
04 6 00	0004	福岡県公	40				9		移動機能	運動機能
21 · 6 · 29	2984	安委員会規則	16	4			10		移動機能	運動機能